

第4号様式(第3条関係)

浜環産第245号

平成29年8月3日

様

浜松市長 鈴木 康友



公文書非公開決定通知書

平成29年7月31日付けで請求のあった公文書の公開については、浜松市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり全部を公開しないことと決定したので通知します。

記

公文書の件名	1. 株式会社ミダックの奥山地区産廃処分場あっせん申請時点の有効な申請代理人の委任状の開示 ミダックは平成28年6月17日付け、条例に基づくあっせん申請を市に提出しました。 申請は申請者代理人3名の弁護士名で提出されています。この提出時点で申請者代理人が有効であることを示す委任状ないしそれに代わる書類の開示を求めます。
公開しないこととした根拠規定及び当該規定を適用した理由	文書不存在のため
主管課	浜松市環境部産業廃棄物対策課 電話番号 053-453-6190
備考	

注 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、~~実施機関~~市長に対して審査請求をすることができます。

2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告(市長が被告の代表者となります。)として提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日(審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。